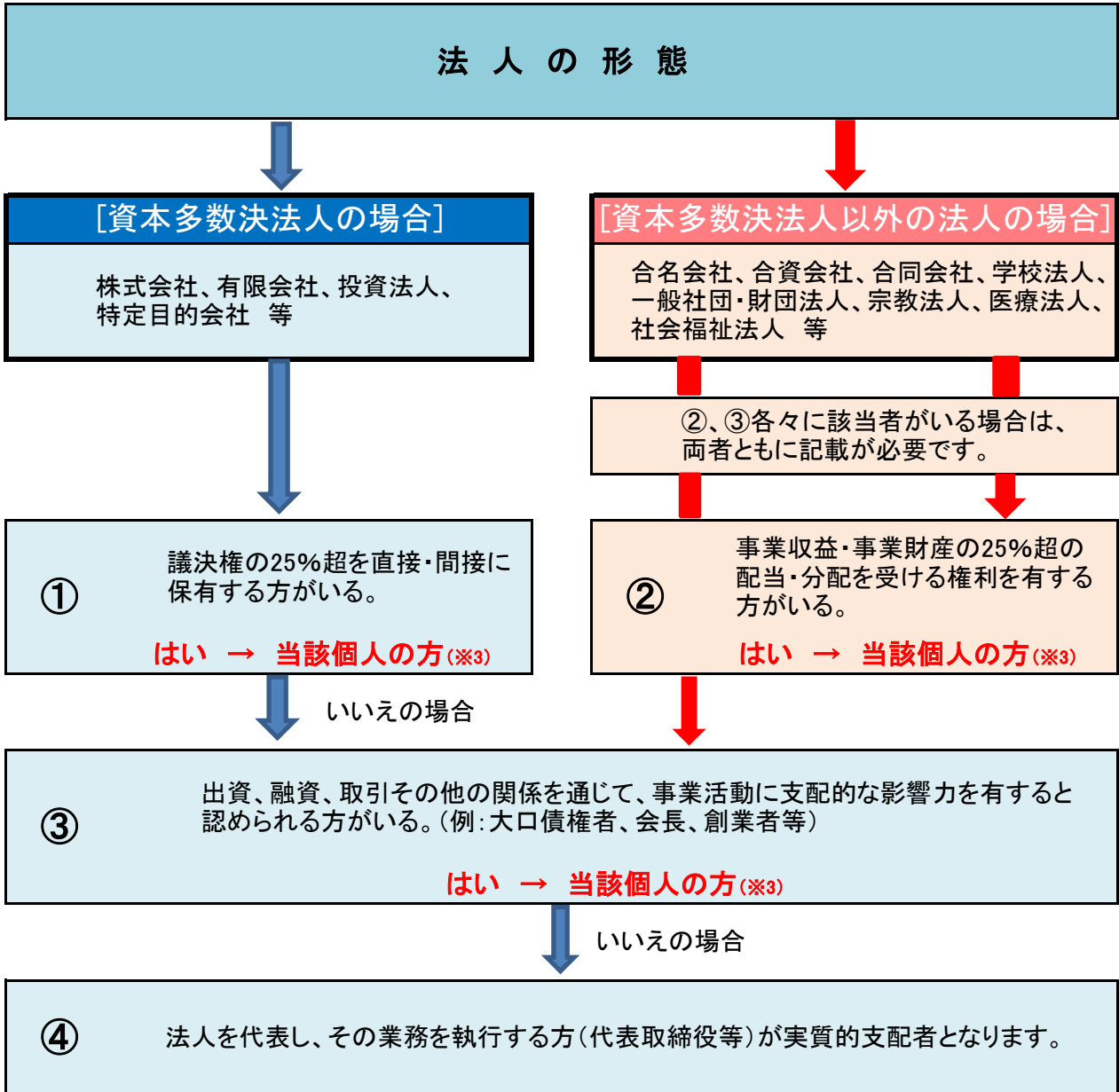


法人のお客さまの「実質的支配者」確認方法

実質的支配者とは

議決権の25%超を直接または間接に保有(※1)する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人の方をいいます。(※2)(※3)

具体的には以下、法人の形態別に①～④の順で、該当する方が「実質的支配者」となります。

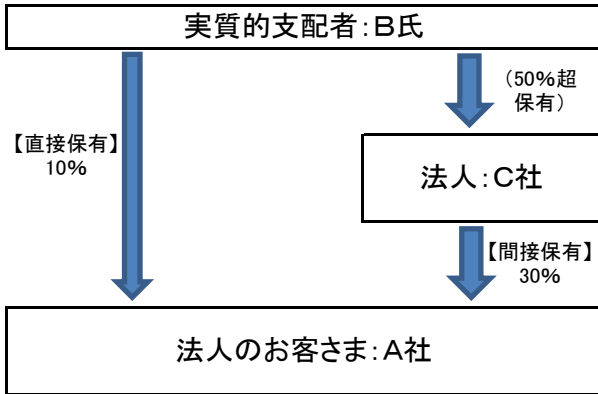


※1 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます(下記の例をご参照)。

※2 ほかに50%を超える議決権を保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方に確定します。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。

※3 実質的支配者は原則個人の方ですが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社も個人と見做され、実質的支配者となります。

実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例



B氏は

- ・A社の議決権10%を直接保有
- ・法人C社を通じて議決権30%を間接保有

合計40%の議決権を直接または間接に保有するA社の実質的支配者

※法人C社は、実質的支配者B氏が議決権の50%超を保有する支配法人